

目 次

- 1 評価・検証に係る施策推進委員会のこれまでの取組 … 1
 - 1) 障害のある人の地域生活支援のあり方検討会報告書（平成27年9月）
 - 2) 第4期障がい福祉計画を推進するための事業提案（平成28年8月）
 - 3) 第4期障がい福祉計画評価・検証シート（平成29年7月）

- 2 第4期障がい福祉計画の重点施策の検証 … 4
 - 1) 計画推進の視点
 - 2) 計画推進の視点と重点施策の関係
 - 3) 障がい者が安心して暮らすことのできる相談支援体制の推進
 - 4) 障がい者の地域生活への移行のための受け皿づくりと自立生活への支援
 - 5) 障がい者が地域で働ける環境づくり

- 3 障がい福祉サービスの利用見込量及び必要量確保策の検証 … 12
 - 1) 訪問系サービス
 - 2) 短期入所(ショートステイ)サービス
 - 3) 日中活動系(通所系)サービス
 - 4) 居住系サービス
 - 5) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

- 4 地域生活支援事業の利用見込量及び必要量確保策の検証 … 20
 - 1) 相談支援事業等
 - 2) 意思疎通支援事業等
 - 3) 日常生活用具給付事業等
 - 4) 移動支援事業
 - 5) 地域活動支援センター
 - 6) 市の任意事業

- 5 第5期障がい福祉計画に向けての評価・検証 … 27

資料1 短期入所事業者ネットワーク

資料2 就労困難者支援フローチャート

1 評価・検証に係る施策推進委員会の取組

1) 障がいのある人の地域生活支援のあり方検討会報告書（平成27年9月）

① 概要

一人暮らし、家族同居、グループホームといった生活形態別に、各障がいごとの生活の現状を分類して記載(下表)し、地域生活の実態を多角的に分析し、課題を抽出。

【生活の現状分類表】

障がい種別		知的障がい	身体障がい	精神障がい	医ケア (重症心身障がい)
生活形態 に見る 現状と 課題	一人暮らし				
	家族同居	生活の現状を分類して記載し、地域生活の実態を多角的に分析し、課題を抽出			
	グループホーム				

② 生活実態のまとめ

障がいのある人の地域生活における現状と課題について、既存の障がい福祉制度・サービスの質・量的な整備が大きな課題であることは想定していたが、一人暮らし、家族同居、グループホームといった生活形態別に丁寧に生活実態をみたときに、改めて、定型的な障がい福祉サービスの基盤整備だけでは解決できない日々の生活における『判断』『意思表示』を伴う非定型な(既存の制度・サービス等になじまない)物事をどう支援していくのか、また、医療的ケアのように制度の狭間にあるがゆえに埋もれてしまっているものをどう支援していくのかという既存の制度・サービスの枠を超えた部分での大きな課題が見えてきた。

そして、そのような課題を解決する基盤整備がまだまだな状態の中で、実際については『親がかり』となっている生活実態が浮き彫りとなった。障がいの重度化、障がいのある人及びその家族の高齢化が進む中で、この『親がかり』の生活実態は、地域生活を継続するにあたりさまざまな緊急の課題を抱えている。

「24時間・365日」介護が必要な状態である中で、個別にみていくと、24時間の支給決定が必要であること、特に夜間介護が重労働であること、貧困問題が深刻であること、共依存関係(介護面、経済面)から脱却できないこと、共依存関係は長期になればなるほど強固になること、気軽に相談できるところがないこと、制度・サービスの知識が乏しい(情報がいきわたっていない)こと、生活環境を変えようというエネルギーを失っていること、全体的に社会資源が非常に乏しいこと、特に医療的ケアについては乏しいこと、併せて医療制度が実態に全くなじまないものになっていること、土日の過ごし方(余暇)、財産に関するトラブルが多いこと等…その課題は、枚挙にいとまのない状態である。

地域生活支援を推進するためには、24時間365日途切れなく地域で暮らす障がいのある人とその家族に寄り添える仕組みが地域にあることが重要であるが、以下に示す重点課題に従って、その基盤整備を具体的に考えていきたい。

③ 課題の抽出

- 地域生活全般にわたる権利の保障
- 親がかりでない介護・医療(医療的ケア)の担保
- 相談支援体制の充実
- グループホーム/ショートステイの整備
- 地域生活支援拠点の整備
- 余暇支援の充実
- 担い手不足問題の解消

2) 第4期障がい福祉計画を推進するための事業提案（平成28年8月）

① 概要

平成27年9月の報告書を基に、計画の進捗を促す具体的な新規事業の実施を提案。

② 提案事業一覧

平成28年(2016年)8月 事業提案		平成28年度の取組	
事業概要			査定結果
1	緊急対応・体験入居支援事業 緊急対応が必要な事案ケースに対し、一義的な対応を行う「緊急対応コーディネーター」を短期入所事業所に配置	事業実施計画を提出	不実施
2	拠点型グループホーム整備事業 ①体験入居／②緊急ショート／③他GH応援の機能を備えた多機能グループホームを地域の拠点として整備	障がい福祉室に対して事業提案のみ	—
3	障がい福祉サービス事業所立上げ支援事業 事業所立上げに際し、主に物件情報(不動産情報、建築基準法関連情報)の提供を行うセンターを設置	事業実施計画を提出	不実施
4	グループホームスプリンクラー設置補助事業 グループホームへのスプリンクラー設置に対する補助	事業実施計画を提出	平成29年度補正予算
5	ぶらっとほーむ整備事業 気軽に行くことができ、幅広い相談ができ、福祉サービス等につながる事ができる相談支援センターを身近な地域に整備	事業実施計画を提出 ※精神障がい者に特化した相談支援センターを整備する事業として実施計画を提出	不実施
6	企画型居場所づくり事業 日中活動系事業所終わりの夕方の時間帯や休日の余暇の充実を図ることを目的に、日中一時支援事業を拡充	障がい福祉室に対して事業提案のみ	—
7	市庁舎等実習体験事業 就職を目指す障がい者に対し、市庁舎等において実習の場(機会)を提供	障がい福祉室に対して事業提案のみ	—

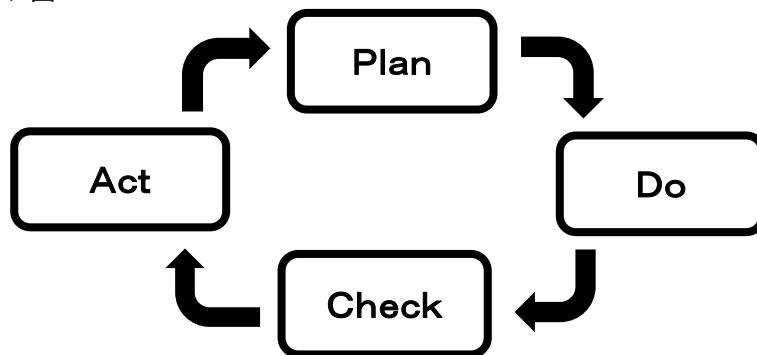
3) 第4期吹田市障がい福祉計画評価・検証シート（平成29年7月）

① 概要

評価・検証項目については、第4期吹田市障がい福祉計画 第3章 第4期計画の基本的な考え方 3-3計画の重点施策の【重点施策】、第4章 第4期計画の具体的な取組 4-2障がい福祉サービスの利用見込量と必要量確保方策の【重点課題】及び 4-3地域生活支援事業の利用見込量と必要量確保方策の【重点課題】について、その取り組み程度を評価するとともに、具体的な取組を記載し検証した。

② PDCAサイクルによる評価・検証

- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること(PDCAサイクル)とされている。
- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくプロセスである。
- イメージ図



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

2 計画推進の視点・計画の重点施策の検証

1) 計画推進の視点

① 障がい者と家族の高齢化への対応

障がい者とその家族の高齢化の進行に伴い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者施策を充実させる。

② 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

すべての障がい者が社会を構成する一員として、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、地域社会における共生を目指す。

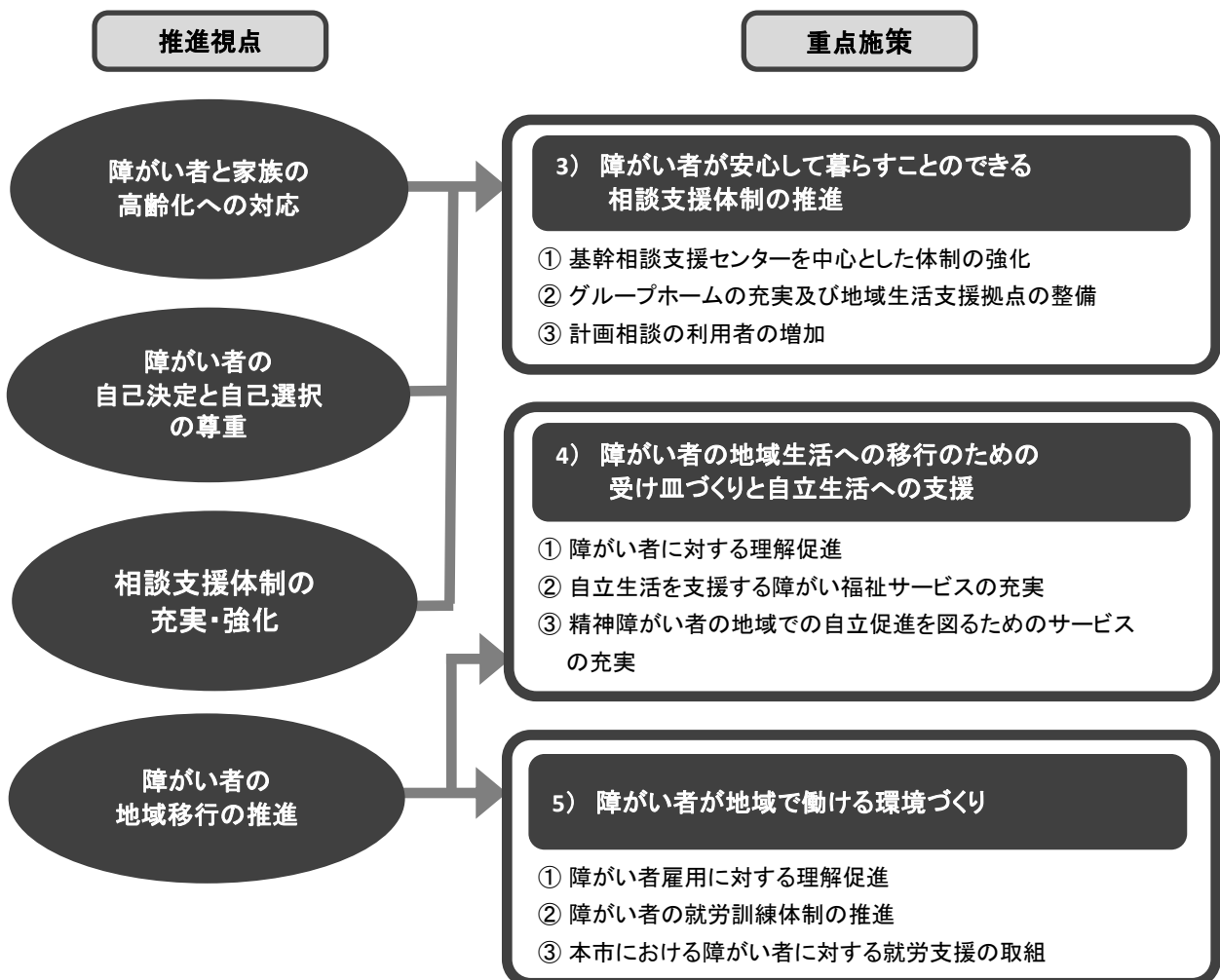
③ 相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センターをはじめとして、サービス等利用計画の作成や一般的な相談支援を行う特定相談支援事業所の充実を図る。

④ 障がい者の地域移行の推進

福祉施設や病院から地域への移行、地域生活継続のための支援、就労の支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、地域全体で生活を支えるシステムを構築する。

2) 計画推進の視点と重点施策の関係



3) 障がい者が安心して暮らすことのできる相談支援体制の推進

① 基幹相談支援センターを中心とした体制の強化

○ = 取り組んでいる
 △ = 取り組みが不十分
 × = 取り組めていない



重点施策(チェック項目)	取組	評価・課題(H27～29年度における具体的な取組)
人材の確保による基幹相談支援センターの体制整備	△	平成28年度に精神保健福祉士、平成29年度に社会福祉士等専門職を配置。 今後の課題としては、障がい者相談支援事業におけるバックアップ機関としての役割を果たす上で、相談支援専門員の配置が必要であり、研修費等の予算要求等が必要。
保健所、相談支援事業所等、関係機関の連携による地域移行、地域定着支援の実施	△	精神科病棟のある病院に行くときには地域移行についてのリーフレットを持参し啓発した。 地域移行の依頼があった時には今まで地域移行支援を実施したことがない事業所に受けてもらえるよう関係機関との連絡調整をした。 地域移行支援を実施できる事業所を増やす必要がある。 継続して、精神保健福祉ネットワーク会議(事務局:基幹相談支援センター)の整備が必要。
知的障がい者や精神障がい者からの相談に応じる体制を整備するとともに、成年後見制度利用支援事業の充実	△	継続して成年後見制度利用事例の対応を重ね研究すると共に、成年後見制度の利用促進のための啓発活動を両輪で行う必要がある。 H29年度から基幹相談支援センターに人員を増員し、体制を整え事業の充実をはかっていく。
障がい者虐待を防止するための取組推進	○	平成28年度に障がい者虐待ネットワーク会議を初めて開催した。 障がい者虐待防止の啓発として、障がい福祉サービス事業所への研修、職員への研修を行った。 平成28年度は、73件の通報があり、そのうち27件を虐待と認定し対応した。また、虐待と認定しなかった場合でも、必要であれば支援を行った。

② グループホームの充実及び地域生活支援拠点の整備

重点施策(チェック項目)	取組	評価・課題(H27～29年度における具体的な取組)
地域生活支援拠点と地域のグループホームの職員、利用者の交流による連携	×	地域生活支援拠点等の啓発の取組が必要。 グループホームのネットワーク構築のため『拠点型グループホーム(体験入居/緊急ショート/他GHへの応援):提案事業2』の整備を検討した。
グループホーム整備のための公共用地の利用、及び公共賃貸住宅の空き室の利用の検討	×	借上げ式公営住宅の拡充によるグループホームの整備を研究を行った。

地域移行支援・地域定着支援サービス・自立訓練事業等の利用推進	×	病院や関係機関から退院や今後の処遇についての相談があったときには地域移行支援についてどの様なときに利用できるかの情報提供を行った。
グループホーム入居等を体験する機会の提供	△	「提案事業1」について平成28年度実施計画を提出したが、査定結果は不実施 平成29年度に『短期入所事業者ネットワーク会議』を立上げた。〔資料1〕 【構成】 みんなのき／あいほうぶ／常照園／みおつくし／ゆで玉子／基幹相談支援センター(事務局) 【内容】 情報交換・課題共有／緊急対応の仕組整備／体験利用の普及促進 等
ショートステイの利便性、対応力の向上による緊急時の受け入れ態勢の確保	△	
人材の養成、連携等による専門性の確保	×	“人材確保”は喫緊の課題であり、児童福祉、高齢福祉(介護保険)とも共通の課題であるため、第5期障がい福祉計画の策定作業の中で連携して検討を行うことが必要。
大学等との連携による情報発信	×	大学(関大、阪大、金蘭千里、学院大、大和大)の数が多いことは、吹田市の大きな特徴の一つであるので、それら大学との連携は、必須であると考ええる。
地域生活支援拠点のコーディネーター配置による地域の体制づくり	×	コーディネーターの配置はできていない
地域生活支援拠点において、余暇を楽しむ等の地域の障がい者が集える居場所づくり	×	余暇充実の施策の一環として、日中一時支援事業の活用を検討(事業提案⑥)した。
地域生活支援拠点に医療的ケアを実現するための看護師配置の検討	△	グループホーム運営助成の一項目として、看護師配置補助(平成28年度拡充)を追加し、「みんなのき」開所(平成28年6月)と同時に補助を開始した。

③ 計画相談の利用者の増加

重点施策(チェック項目)	取組	評価・課題(H27～29年度における具体的な取組)
基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の連携と情報共有の充実による、計画相談実施に向けた体制整備の構築	×	平成29年度中に休止中の計画相談支援事業者連絡会の再開に向け、調整を図っている。 今後は定期的な研修会において、各相談支援事業所の役割分担や情報共有の仕組み等の構築が望まれる。 サービス等利用計画の“評価システム”の構築も必要。

4) 障がい者の地域生活への移行のための受け皿づくりと自立生活への支援

① 障がい者に対する理解促進

○ = 取り組んでいる
 △ = 取り組みが不十分
 × = 取り組めていない

重点施策(チェック項目)	取組	評価・課題(H27～29年度における具体的な取組)
「市報すいた」やホームページを活用した市民に対する啓発活動の推進	△	ホームページに「吹田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」と「吹田市障がい福祉室 差別に関する相談の受け付け状況」を掲載。市報すいた(平成29年4月号)に障がい者差別解消法についての特集記事(当事者による座談会等)を見開きで掲載。毎年、障がい者週間に合わせて、特集記事を組み、啓発を行っている。ただし、HPについては、障がい福祉室のページを一般市民がみるかどうか疑問である。
市職員や福祉に携わる職員などに対する研修の推進	△	職員人権研修(平成28年11月15日)で、NPO法人日本障害者協議会代表 藤井克徳氏を招き、障害者権利条約・障害者差別解消法についての講演会を開催。平成29年度においても市職員等に研修を実施する予定。
市民・事業者・行政の協働による障がいのある人となない人との交流活動の推進(交流サロンの活用など)	×	—
精神障がいに対する正しい理解や当事者参加活動の促進	△	10月の精神保健福祉普及運動週間では精神保健福祉パネル展を実施し、当事者と共に一般市民に啓発チラシを配布した。精神障がい者理解促進講座では一般市民向けに精神障がいの正しい知識について講演を実施した。ハートふれあい祭りでは当事者と一般市民が関わり共に楽しめる場となっている。その他、社会福祉協議会主催の精神障がい者ボランティア養成講座や保健所主催の精神障がい者家族教室等に対しても積極的に協力した。今後もさらに当事者と市民が交流できる機会が必要。
障がい者週間(12月第1週)行事等の実施	○	障がい者週間において、シンポジウム及び集いを開催した。
医療機関、相談支援事業所との連携による情報の共有	△	地域自立支援協議会医療課題検討部会、精神保健福祉ネットワーク会議にて情報の共有を行った。

② 自立生活を支援する障がい福祉サービスの充実

重点施策(チェック項目)	取組	評価・課題
介護給付(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援、短期入所(ショートステイ)、生活介護、療養介護)及び訓練等給付(自立訓練・機能訓練、就労移行支援、就労継続支援)の提供基盤の整備	×	事業所の新規開設を促すものとして、特に不動産情報を支援する『障がい福祉サービス事業所立上げ支援事業:提案事業3』の事業化(⇒NPOトゥギャザーに事業委託)を検討し、平成28年度実施計画を提出したが、査定結果は不実施。
地域移行支援・地域定着支援サービスの利用推進	△	精神科病棟のある病院に行くときには地域移行についてのリーフレットを持参し啓発した。 地域移行支援を実施できる事業所を増やす必要がある。 地域移行の依頼があった時には、今まで地域移行支援を実施したことがない事業所に受けてもらえるよう関係機関との連絡調整をした。 病院や関係機関から退院や今後の処遇についての相談があったときには地域移行支援についてどの様なときに利用できるかの情報提供を行った。
地域生活支援事業(相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター等)の提供基盤の整備	△	相談支援事業については、5事業所に委託しているが、市CWとの業務の棲み分けが不十分であり、役割分担の整理が必要。仕様書の内容を精査し、平成29年度から徐々に事業再編をしていく予定。身近な地域で対応できる相談支援体制(事業提案⑤)の構築を目指す。 日常生活用具については、必要に応じ、対象者、耐用年数の拡充、用具の追加を行った(詳細はP21参照)。 地域活動支援センターについては、対象を精神障がい者に特化し、支援内容を精査する等を検討している。
入院時コミュニケーション支援事業の構築	△	入院時にコミュニケーション支援員を派遣することにより、意思疎通が困難な重度障がい者と医療従事者とのコミュニケーションの円滑化を図ることを目的としている事業であり、必要である支援である。 一方、まだまだ始まったばかりの事業であり、その担い手である支援事業者に対して、その趣旨、内容、事務手続き等についての理解を深める働きかけが必要がある。
中途障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなど、障がい特性の違いに配慮したサービスや支援策の推進	△	障がい福祉室、社協、作業所、病院とで高次脳機能障がい家族交流会を立ち上げた。 市民対象に高次脳機能障がいについての講演会を実施。 工房ヒューマン(社会福祉法人ヒューマン福祉会)との懇談会を実施。
難病患者等を含めた障がい福祉サービスの充実と、法に基づく給付の対象となっている旨の周知	×	難病患者等に対する総合支援法対象者である等の周知は、市独自で行えていない。

サービスの質の向上(苦情解決制度、福祉オンブズパーソン制度)	×	福祉総務課に福祉オンブズパーソンの相談窓口が設置されている。相談内容は、市の機関が実施する保健福祉サービスに限定され、ほとんど相談実績はない。
日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業等の利用促進による障がい者の権利擁護の推進	×	市社協が実施している日常生活自立支援事業については、常に順番待ちの状況である。成年後見制度利用支援事業との連携もできていない。 平成29年度から基幹相談支援センターに人員体制を増員し、権利擁護の推進に努めている。
吹田市災害時要援護者避難支援プランの推進	△	福祉総務課がとりまとめを行っている。支援の個別性の高い障がい者に対しては、きめ細かい支援プランが必要。
福祉避難所の充実と周知	△	福祉総務課がとりまとめを行っている。支援の個別性の高い障がい者に対しては、避難所においてもきめ細かい対応が必要。

③ 精神障がい者の地域での自立促進を図るためのサービスの充実

重点施策(チェック項目)	取組	評価・課題(H27～29年度における具体的な取組)
自立支援給付(介護給付、訓練等給付)及び地域生活支援事業の整備によるサービス提供水準の向上	△	関係機関での情報提供等により利用に繋がることが増えている。事業の整備も高まっており利用まではおおむね適切に行えている。適切な支給量については課題として挙げられる。
地域で生活する精神障がい者に対する相談・日常生活支援の拠点としての地域活動支援センター事業の強化	×	対象を精神障がい者に特化し、支援内容を精査し、地域活動支援センターを地域で生活する精神障がい者に対する相談・日常生活支援の拠点として位置づける事業拡充(再構築)で平成28年度実施計画を提出したが、査定結果は不実施。
医療機関などの関係機関との連携による、情報把握が困難な精神障がい者に対する福祉サービスの周知	△	地域自立支援協議会精神障がい者支援部会を立ち上げた。
ヘルパーへの研修等によるサービスの質の向上	△	吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会への支援(研修費用の補助等)
精神障がい者が利用できるショートステイ施設の確保	△	事業所の増加により精神障がい者の利用できるショートステイは増えてきている。ただし、精神障がい者に特化している事業所は見られない。
地域移行において経過的に利用できるグループホーム、ショートステイの利用検討	△	地域移行支援の事業所と連携を図り、利用出来ている事例はみられる。

5) 障がい者が地域で働ける環境づくり

① 障がい者雇用に対する理解促進

○ = 取り組んでいる
 △ = 取り組みが不十分
 × = 取り組めていない

重点施策(チェック項目)	取組	評価・課題(H27～29年度における具体的な取組)
広報紙やパンフレットなどによる「障がい者雇用促進月間」(毎年9月)や法定雇用率(民間企業は2.1%)に関する継続的な周知	×	——
ハローワーク(公共職業安定所)など関係機関と連携した障がい者雇用に関する継続的な啓発	△	本ページ下段「②障がい者の就労訓練体制の推進」を参照。
法定雇用率や税制上の優遇措置などの継続的な周知	×	——
市役所における障がい者雇用の推進	×	公務員法における欠格条項問題がある。

② 障がい者の就労訓練体制の推進

重点施策(チェック項目)	取組	評価・課題
就労移行支援や就労継続支援など訓練等給付の提供基盤の整備推進	×	就労移行支援について、事業所の閉鎖や縮小がみられる。就労継続支援A型においては事業所の開設が増えているが、適切かつ充実した支援ができていないかについては疑問視せざるを得ない状況も散見される。
職場体験訓練の場の確保	×	障がいに関わらず、広く就労困難者の相談を受ける仕組みとして『就労困難者支援機関等ネットワーク会議』の立上げを横断的な検討組織である地域自立支援協議会に提案した。[資料2] 【構成】 ・労働: JOBカフェ/JOBナビ/ハローワーク 等 ・教育: ぷらっとルーム 等 ・福祉: 生活困窮/障がい福祉/就ポツ/事業団/就労移行事業所 等 ・事務局: 基幹相談支援センター
すいた障がい者就業・生活支援センター、訓練等給付事業を実施する事業者、ハローワーク(公共職業安定所)など、各関係機関との連携による就労支援体制の充実	×	【内容】 ・事業団の現場を実習の場として位置付け、相談～実習～就労といった就労支援システムを構築

③ 本市における障がい者に対する就労支援の取組

重点施策(チェック項目)	取組	評価・課題(H27～29年度における具体的な取組)
市役所での障がい者雇用率の4%の達成目標の継続	△	平成27年度実績 : 2.96% 平成28年度実績 : 2.85% 「吹田市内に住民票を有する人」という受験資格要件を削除した、点字受験に加え、音声読み上げソフト利用による受験を可能にした、郵便受付を可能にした等、障がい者雇用の向上に向けての動きを行った。
市役所での職場体験等の機会の提供	×	市庁舎等実習体験事業(事業提案⑦)の事業化の検討を行った。
市の施設など公共施設の喫茶コーナー等の就労の場の提供	×	市庁舎内実習・市庁舎内事業所の検討が必要である。
市の事業の市内の施設や作業所への委託の拡大	△	障害者優先調達推進法に基づいて、毎年、関係各課が集まり、障がい者優先調達推進委員会を開催。 前年の実績の確認、当該年の目標額の設定について議論するとともに、障がい者事業所において、受注可能な役務や、授産製品などをアピールし、委託の拡大を図っている。
一般就労が困難でも、就労意欲の高い障がい者が、働く喜びを実感できる就労の場の提供	×	——
「吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針」に基づく毎年度の目標額の決定及び実績額の公表	○	障害者優先調達推進法に基づいて、毎年、関係各課が集まり、障がい者優先調達推進委員会を開催。 前年の実績の確認、当該年の目標額の設定について議論し、ホームページにて公表している。
障がい者授産製品常設展示販売店「HAPPY&SMILE」の事業展開への支援	△	授産工賃向上支援事業(ハピスマ)と働く場創出事業(事業団)が、それぞれに担っている業務を整理縮小のうえ、就労支援事業に統合(平成29年度)
「一般社団法人 吹田市障がい者の働く場事業団」との協働	△	

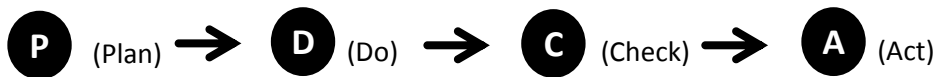
3 障がい福祉サービスの利用見込量及び必要量確保策の検証

1) 訪問系サービス

① 月当たりの利用者数、利用量見込

年度	平成27年度 (2015年度)				平成28年度 (2016年度)				平成29年度 (2017年度)	
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値	
	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)
居宅介護	745	15,000	910	13,296	780	15,500	974	13,566	815	16,500
評価・課題	<p>居宅介護等の支給決定においては、通院等介助決定における院内介助、自立支援目的の見守りの援助の決定(身体介護決定)、グループホーム入居者への居宅介護決定等について、一定のルールをつくり、柔軟に対応してきた。</p> <p>今後については、支給決定の更なる適正化を図るために、内規の支給決定基準ではなく、公表を前提とした支給決定基準を定めることが必要である。</p> <p>人材の確保も大きな課題である。</p>									
重度訪問介護	20	3,300	20	2,995	23	3,500	23	3,396	26	3,700
評価・課題	<p>24時間の支給決定(必要に応じた支給決定)、パーソナルアシスタンス制度などの積極的な議論が必要である。</p> <p>人材の確保も大きな課題である。</p>									
同行援護	82	2,600	116	2,509	83	2,630	117	2,555	84	2,660
評価・課題	<p>視覚障がい者の外出介助には、高いスキルを要し、介助の質の担保及び人材の確保が大きな課題である。</p>									
行動援護	80	950	135	1,492	85	1,050	160	1,921	90	1,150
評価・課題	<p>従事者の経過措置の期限が近付いており、研修受講への誘導策を検討する等、人材の確保が大きな課題である。</p>									
重度障がい者等包括支援	1	75	0	0	1	75	0	0	1	75
評価・課題	<p>——</p>									

② 必要量の確保方策



重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27～29年度における具体的な取組)
同行援護の従業者資格要件を満たす人材の育成を進めます。	×	取組めていない。
ホームヘルパーに対し、支援が困難な人などへの対応力向上のためのスキルアップ研修等を行い、質の高いサービスが提供されるよう、障がい者居宅介護事業所を支援します。	△	吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会の事務局を基幹相談支援センターが担当するとともに研修費用を市が負担。
吹田市障害者等居宅介護等事業所連絡会と協働して、ホームヘルパー、ガイドヘルパー養成講座等を開催し、人材の育成を進めます。	×	平成29年度ガイドヘルパー養成講座実施予定。
ニーズに応じたサービス提供量の確保に向け、各種ヘルパーの確保と定着のための支援策を推進します。	×	平成29年度ガイドヘルパー養成講座実施後、各障害者等居宅介護等事業所に登録し活動できるように支援することを予定。

- = 取り組んでいる
 - △ = 取り組みが不十分
 - × = 取り組めていない

2) 短期入所(ショートステイ)サービス

① 月当たりの利用者数、利用量見込

年度	平成27年度 (2015年度)				平成28年度 (2016年度)				平成29年度 (2017年度)	
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値	
	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量
項目	(人)	(人日)	(人)	(人日)	(人)	(人日)	(人)	(人日)	(人)	(人日)
短期入所 (ショートステイ)	235	1,175	360	1,041	260	1,300	379	1,345	285	1,425
評価・課題	<p>今後、家族の高齢化により、家族介護が困難となるケースの増加が予想され、緊急対応の必要性は高まっている。</p> <p>医療的ケアを伴う介護に対応できる短期入所事業所の整備も必要。</p>									

② 必要量の確保方策

重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27~29年度における具体的な取組)
短期入所(ショートステイ)施設を併設した、医療的ケアが可能なグループホームの施設整備に向け、新たな基盤整備策を推進するなど、高い利用ニーズに対応したサービス提供量の確保に努めます。	△	医療的ケアへの対応が可能なグループホームとして「くらしの支援センターみんなのき」を整備したが、利用ニーズに対応したサービス提供量の確保には至っていない。
緊急時の利用先確保のためには、専用の空床を確保することが必要となることから、その支援策を検討します。	×	緊急時の対応強化のため、空床の把握、緊急時の窓口対応等を行う緊急対応コーディネーターを配置する事業「提案事業 1」について平成28年度実施計画を提出したが、査定結果は不実施。
	△	平成28年度に常照園に対して虐待対応等緊急時の受け入れについて要請。
医療的ケア等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう、市民病院等の医療機関をはじめとした関係機関との連携のもと充実に努めます。	△	地域自立支援協議会の専門部会として「医療課題検討部会」を立ち上げ、医療機関等とのよりよい連携体制の構築を目指している。
精神障がい者が安心して利用できる短期入所(ショートステイ)施設の確保に努めます。	×	精神障がい者が安心して利用できる短期入所(ショートステイ)施設とは、どのようなものであるのか研究が必要。

○ = 取り組んでいる
 △ = 取り組みが不十分
 × = 取り組めていない

3) 日中活動系(通所系)サービス

① 月当たりの利用者数、利用量見込

年度	平成27年度 (2015年度)				平成28年度 (2016年度)				平成29年度 (2017年度)	
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値	
	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量	利用者	利用量
項目	(人)	(人日)	(人)	(人日)	(人)	(人日)	(人)	(人日)	(人)	(人日)
生活介護	1,100	19,000	925	15,761	1,200	20,000	981	16,568	1,300	21,000
評価・課題	医療的ケアが必要な重度障がい者が利用できる事業所の整備や、事業所で入浴支援を行えたり、リハビリのプログラムが行えるようPTを配置する事業所が増えることが望まれる。 事業所によって、作業内容に特色があることも必要。 施設のハード面で、車いすの利用者がスムーズに過ごせるような、バリアフリーに配慮した事業所が、全体数から見ると少ない。									
自立訓練 (機能訓練)	9	140	9	72	10	150	5	37	11	160
評価・課題	急性期の治療やリハビリ入院の退院後に、機能訓練の必要な方が通所できる事業所が市内に無い。									
自立訓練 (生活訓練)	62	898	54	769	62	898	76	788	62	898
評価・課題	引きこもりの方への支援の拡大。特に、通所に繋がるような訪問支援が広がる必要がある。									
就労移行支援	115	2,030	183	1,821	125	2,150	204	1,807	135	2,270
評価・課題	身体障がい者の就労支援に長けた事業所が少ない。									
就労継続支援 (A型)	30	460	134	1,548	31	475	169	2,338	32	490
評価・課題	一般就労を目指し、ステップとして就労継続A型事業所を利用している事例もあり、就労継続A型事業所が整備されたことによって就労形態が多様化した。事業所の支援の質が伴っていない課題がある。									
就労継続支援 (B型)	380	6,300	409	5,565	400	6,600	420	5,538	420	6,900
評価・課題	就労支援事業所であるが、工賃が少ない現状がある。工賃アップにつながるような作業の発掘が必要。									
療養介護	30	—	34	—	30	—	36	—	30	—
評価・課題	医療的ケアが必要な重度障がい者が利用できる事業所が大阪府下でも少ない。									

② 必要量の確保方策

重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27～29年度における具体的な取組)
障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」は、利用者の重度化・重症化に伴い、これ以上の受入は困難になっています。医療的ケアの必要な障がい者・児も増加しており、新たな受血整備(仮称「第2あいほうぶ」)を検討する必要があります。	×	—
現在サービスを利用していないが利用意向がある方や、支援学校の卒業生の増加が見込まれることから、各障がい福祉サービスにおいて受血整備が必要となります。特に障がいの重い人たちの日中活動の場を整備していくためには、場所の確保や設備改修など多くの課題があり、課題解決に向けた検討が必要です。さまざまな障がい特性に配慮した活動の場が必要となります。	×	事業所の新規開設を促すものとして、特に不動産情報を支援する『障がい福祉サービス事業所立上げ支援事業:提案事業3』の事業化(⇒NPOトウギャザーに事業委託)を検討し、平成28年度実施計画を提出したが、査定結果は不実施。
就労移行支援事業所とすいた障がい者就業・生活支援センターの連携強化を図るとともに、すいた障がい者就業・生活支援センターの機能拡充に努めます。	×	障がいに関わらず、広く就労困難者の相談を受ける仕組みとして『就労困難者支援機関等ネットワーク会議』の立上げを横断的な検討組織である地域自立支援協議会に提案した。 [資料2]
市内事業者に対して情報提供を行うことで障がい者雇用の理解と協力を求め、障がい者の就労に向けた職場実習の場の確保に努めます。	×	<p>【構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働:JOBカフェ/JOBナビ/ハローワーク 等 ・教育:ぶらっとルーム 等 ・福祉:生活困窮/障がい福祉/就ボツ/事業団/就労移行事業所 等 ・事務局:基幹相談支援センター <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業団の現場を実習の場として位置付け、相談～実習～就労といった就労支援システムを構築
工賃アップのために授産製品の販売先の確保、仕事の優先発注に努めます。	△	優先調達への拡充が必要。

○ = 取り組んでいる
△ = 取り組みが不十分
× = 取り組めていない

4) 居住系サービス

① 月当たりの利用者数、利用量見込

年度	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
項目	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
共同生活援助 (グループホーム)	460	300	500	337	540
評価・課題	<p>スプリンクラー等の設備の整備や、グループホームの指定基準のハードルが高いことで、新規の開設が難しい状況となっているが、自宅から近いグループホームの利用のニーズは高く、新規開設は必要。 また、身体障がい者や重度重複障がい者が遠方の施設に入所するのではなく、住み慣れた地域で生活できるようホームを整備することも必要。 長期入院の方が地域移行するためにも、ホームを整備することは必要である。</p>				
施設入所支援	177	194	174	192	171
評価・課題	<p>既に施設に入所している場合でも、親の高齢化により、遠方の施設に面会が難しくなり、自宅に近い施設を希望する声は多い。 施設入所を希望したが長期にわたり待機している現状もある。 病院という環境下においては一定安定しているが、地域移行で在宅に戻ることは難しいような場合において、病院と地域の中間的な施設が必要。</p>				

② 必要量の確保方策

重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27～29年度における具体的な取組)
障がい者の地域生活を推進していくためには、安心して暮らすことのできる居住の場の確保が不可欠です。家族の高齢化や居住ニーズの多様化に対応するため、グループホーム等の設置をさらに促進していく必要があり、社会福祉法人などに対する積極的な支援方策を検討します。	×	物件確保と職員確保の両面で課題が深刻化している。 事業所の新規開設を促すものとして、特に不動産情報を支援する『障がい福祉サービス事業所立上げ支援事業：提案事業 3』の事業化(⇒NPOトウギャザーに事業委託)を検討し、平成28年度実施計画を提出したが、査定結果は不実施。
グループホーム整備のために公共用地の利用、及び公共賃貸住宅の空き室の利用を検討します。	×	借上げ式公営住宅の拡充によるグループホームの整備を研究を行った。
障がいの重い人たちが安心して暮らすことのできる暮らしの場づくりを検討します。	△	医療的ケア及び強度行動障がいに対応するグループホーム(くらしの支援センターみんなのき)が、平成28年6月に開所したが、ニーズは、まだまだある状態。
地域での生活を維持していくためには、加齢に伴う障がい状況や健康面等の変化にも対応する支援が求められます。医療的ケアへの対応や後見的支援、夜間や緊急時への対応など、地域生活に必要とされる支援を提供できるためのシステムづくりを検討します。	△	地域生活支援拠点の整備について、特に支援ネットワークの構築等、ソフト面の充実といった面的整備に力を入れることが必要。 地域生活支援拠点施設の運営の安定化(財政的な裏付け)の対応が必要。
グループホームの設置を促進するため、障がい者に対する誤解・偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識についての啓発活動に努めます。	×	—
施設入所支援については、待機者の状況把握と入所調整により、必要な人が利用できるよう努めます。	△	入所調整については、大阪府との連絡を密に行い対応している。 入所施設待機者が増加している背景には、老障介護の深刻化や地域生活支援の脆弱さを理解しておく必要がある。
精神障がい者、知的障がい者の地域移行において、経過的に利用できる暮らしの場が必要な場合があります。グループホームがその役割を果たすことが可能か個々の事例によって検討します。	×	—

○ = 取り組んでいる
△ = 取り組みが不十分
× = 取り組めていない

5) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

① 月当たりの利用者数、利用量見込

年度	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
項目	利用者 (人)	利用者 (人)	利用者 (人)	利用者 (人)	利用者 (人)
	計画相談支援	240	815	260	1074
評価・課題	計画相談支援の事業所をどのように整備していくのか、ビジョンを示すことが求められている。報酬単価、相談の質の担保、相談支援専門員の育成、確保等、課題は多い。				
地域移行支援	17	2	17	7	17
地域定着支援	12	0	12	1	12
評価・課題	地域移行・地域定着の事業所をどのように整備していくのか、ビジョンを示すことが求められている。報酬単価、相談の質の担保、相談支援専門員の育成、確保等、課題は多い。				

② 必要量の確保方策

重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27~29年度における具体的な取組)
すべての障がい福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画書が作成できるように、人材の確保と育成を図ります。	△	平成28年度に地域自立支援協議会相談支援部会が主催した相談支援専門員勉強会が開催され、資質の向上に努めている。 一方、新たな専門員の確保や資格習得者に対する働きかけ等を行っていない。
入所施設や病院等から地域生活へ移行するために支援を必要とする人を含め、対象となる人のサービス等利用計画が有効に活用されるよう、関係機関との連携を図るとともに、専門的な相談支援体制の確保に努めます。	△	可能な範囲で計画相談支援と地域移行支援の実施は別の機関での支援を依頼した。

○ = 取り組んでいる
△ = 取り組みが不十分
× = 取り組んでいない

4 地域生活支援事業の利用見込量及び必要量確保策の検証

1) 相談支援事業等

① 相談支援事業等の実施見込み

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
項目	実績値	実績値	計画値
	有・無(箇所)	有・無	有・無
理解促進研修・啓発事業	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有
障がい者相談支援事業所数	有 (5箇所)	有 (5箇所)	有 (6箇所)
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有
評価・課題	<p>基幹相談支援センターとしては、平成28年度に精神保健福祉士、平成29年度に社会福祉士等専門職を配置してきた。</p> <p>今後の課題としては、障がい者相談支援事業におけるバックアップ機関としての役割を果たす上で、相談支援専門員の配置が必要である。</p> <p>成年後見制度利用支援については、継続して事例の対応を重ね研究すると共に、制度の利用促進のための啓発活動を両輪で行う必要がある。</p> <p>H29年度から基幹相談支援センターに人員を増員し、体制を整え事業の充実をはかっていく。</p>		

② 必要量の確保方策

重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27～29年度における具体的な取組)
<p>基幹相談支援センターと指定特定・指定一般・障がい児相談支援事業所との、相談支援ネットワークの構築により相談支援体制の充実やケースワーク機能の強化を図り、専門性の向上、虐待防止や成年後見制度利用促進に努めます。</p>	<p>△</p>	<p>平成28年度に地域自立支援協議会相談支援部会により相談支援専門員勉強会を開催する等、資質の向上に努めている。</p>
<p>住宅入居等支援事業(居住サポート事業)については、障がい者への偏見を軽減し、理解を高めてもらうため、賃貸住宅等の家主や賃貸住宅仲介事業者等への啓発を行います。</p>	<p>×</p>	<p>—</p>
<p>成年後見制度利用支援事業については、関係機関などと連携し、普及啓発を推進するとともに、今後も市報すいたやホームページなどを活用し制度の周知に努めます。</p>	<p>×</p>	<p>平成29年度から基幹相談センターの人員を増やし、成年後見制度利用支援事業の普及啓発に努める。</p>

○ = 取り組んでいる
 △ = 取り組みが不十分
 × = 取り組めていない

2) 意思疎通支援事業等

① 年間の意思疎通支援事業等の実施見込み

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
項目	実績値	実績値	計画値
	利用者 (人)	利用者 (人)	利用者 (人)
手話通訳者派遣事業	286	370	54
要約筆記者派遣事業	2	2	19
手話通訳者設置事業(障がい福祉室の手話通訳者数)	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業(養成講習修了者数)	51	69	100
評価・課題	要約筆記者派遣事業の利用が進んでおらず、ニーズなどの把握が必要である。		

② 必要量の確保方策

重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27~29年度における具体的な取組)
サービスの質の向上に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、社会参加を支援するために手話通訳者、要約筆記者の派遣体制の充実に努めます。	△	要約筆記者派遣事業の利用が進んでおらず、ニーズなどの把握が必要である。
ボランティア団体や手話サークル等との連携を図ります。	△	学校の夏季休暇期間中に行われる「障がい児サマースクール」を実施するボランティアグループ「きしゃぼっぽ」に対し活動費用の一部を補助。 手話通訳の活動をするボランティアグループ 吹田手話グループ「風」に対し活動費用の一部を補助。補助単価が低いことが課題。
手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施し、人材の育成に努めます。	○	毎年度、手話講習会(入門コース昼の部・夜の部)(会話コース昼の部・夜の部)、要約筆記者養成講座を実施。修了生が、地域やサークルで活動することで、障がい者の社会参加の支援につながっている。
重度障がい者の入院時における円滑なコミュニケーションのために支援員を派遣します。	△	平成27年10月に「入院時コミュニケーション支援事業(地域生活支援事業)」開始したが、現段階ではその仕組み、利用方法などがまだまだ普及しておらず、ニーズがあるにも関わらず、利用できていない現状がある。

3) 日常生活用具給付事業等

① 年間の日常生活用具給付等事業の実施見込み

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
項目	実績値	実績値	計画値
	利用件数 (件)	利用件数 (件)	利用件数 (件)
介護・訓練支援用具	9	35	39
自立生活支援用具	90	115	190
在宅療養等支援用具	50	69	90
情報・意思疎通支援用具	86	363	640
排せつ管理支援用具	5819	7377	7800
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	3	8	13
評価・課題	平成27年度 ・ 情報通信支援用具の対象者及び耐用年数の変更(拡充) ・ 点字ディスプレイ、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)の対象者の変更(拡充) ・ 音声血圧計、地デジ対応ラジオ、音声ICタグレコーダーを日常生活用具に追加		

② 必要量の確保方策

重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27~29年度における具体的な取組)
利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。	○	上記、日常生活用具の追加などの情報を市報すいたに掲載した。
利用促進を図るとともに、障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。	○	必要に応じ、対象者、耐用年数の拡充、日常生活用具の追加を行った。

○ = 取り組んでいる
 △ = 取り組みが不十分
 × = 取り組めていない

4) 移動支援事業

① 年間の移動支援事業の実施見込み

年度	平成27年度 (2015年度)				平成28年度 (2016年度)				平成29年度 (2017年度)	
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値	
	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)
移動支援事業	1,080	190,000	1,021	193,698	1,100	192,000	1,059	198,740	1,150	194,000
評価・課題	利用者数、利用時間ともに増加しているが、通学、通所、通勤支援が原則として認められていないこと、医療的ケアが認められていないこと等の課題もある。									

② 必要量の確保方策

重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27~29年度における具体的な取組)
吹田市障害者等居宅介護等事業所連絡会と協働して、ガイドヘルパー養成講座等を開催し、人材の育成を進めます。	△	平成29年度ガイドヘルパー養成講座実施予定。
ニーズに応じたサービス提供量の確保に向け、ガイドヘルパーの確保と定着のための支援策を推進します。	△	平成29年度ガイドヘルパー養成講座実施後、各障害者等居宅介護等事業所に登録し活動できるように支援予定。
サービス量の確保に努め、サービス提供事業者の体制の充実とサービスの質の向上を図ります。	×	ヘルパーの不足するサービス提供時間帯の把握、行動障がい等、対応事業所の充実等が課題。
障がいの特性に応じて、グループ支援型や車両移送型の移動支援事業の実施について検討を進めます。	×	——

○ = 取り組んでいる
 △ = 取り組みが不十分
 × = 取り組めていない

5) 地域活動支援センター

① 地域活動支援センター数

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
項目	実績値	実績値	計画値
	箇所数	箇所数	箇所数
地域活動支援センターⅠ型	2	2	2
地域活動支援センターⅡ型	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	0	0	0
評価・課題	地域活動支援センターⅠ型については、対象を精神障がい者に特化し、支援内容を精査し、同センターを地域で生活する精神障がい者に対する相談・日常生活支援の拠点として位置づける事業拡充(再構築)の事業提案を行った。		

② 必要量の確保方策

重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27~29年度における具体的な取組)
精神障がい者の増加が今後も予想されることへの対応や、退院可能な精神障がい者の退院促進を図るため、グループワークの実施等を行う等、地域活動支援センターⅠ型の機能強化に努めます。	△	シードが榎坂病院でよつば会を実施している。入院患者に退院後の生活について知ってもらったり、外出をして退院意欲を高めるための支援をしている。 対象を精神障がい者に特化し、支援内容を精査し、地域活動支援センターを地域で生活する精神障がい者に対する相談・日常生活支援の拠点として位置づける事業拡充(再構築)で平成28年度実施計画を提出したが、査定結果は不実施。

○ = 取り組んでいる
△ = 取り組みが不十分
× = 取り組めていない

6) 市の任意事業

① 年間の市の任意事業の実施見込み

年度	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
項目	利用量	利用量	利用量	利用量	利用量
	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)
日中一時支援事業	21,500	17,997	22,000	16,436	22,500
評価・課題	計画値と比べ、利用実績の低さが伺える。 また、市内の日中一時支援事業所は、減少傾向にある。 事業単価の見直し、成人対象の事業所の増加等の課題がある。				
訪問入浴サービス事業	1,380	1,039	1,380	1,040	1,380
評価・課題	計画値と比べ、利用者数の低さが伺える。 理由の一つとして、ホームヘルパーの入浴介助と併用できないことがある。あわせて、週2回という制限もある。 今後、利用者ニーズを考慮しながら、柔軟な事業運営が求められている。				

② 必要量の確保方策

(日中一時支援事業)

重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27~29年度における具体的な取組)
サービス提供事業者等への働きかけを行い、サービス提供体制の充実を図るとともに、小・中学校の空き教室などの公共施設や作業所等の開設時間外の有効利用など、地域資源の活用によるサービス提供を検討します。	×	—
留守家庭児童育成室、放課後等デイサービスなども含めた、今後の障がい児の放課後・休日支援策を総合的に検討していきます。	△	障がい児支援事業者等連絡会(事務局:基幹相談支援センター)を立ち上げ、障がい児の支援の充実について検討。

(訪問入浴サービス事業)

重点課題(チェック項目)	取組	評価・課題(H27~29年度における具体的な取組)
在宅の身体障がい者の生活を支援するため、訪問入浴サービス事業を継続し、サービスの質の向上と十分なサービス提供体制が確保できるよう努めます。	△	平成29年度において、事業単価を増額。 訪問入浴サービスのみではなく、ホームヘルパーの介助による入浴、施設での入浴介助等も含めた総合的な入浴の介助のあり方の検討が必要。

5 第5期障がい福祉計画に向けての評価・検証

1) 地域生活支援拠点等の整備についての評価・検証

ここでは、第4期障がい福祉計画の中心的な成果目標の1つであり、第5期障がい福祉計画においても成果目標として継続される「地域生活支援拠点等の整備」に関する取り組みを通して、その評価・検証を行い、今後のその整備のあり方を考える。

障がい者が地域で継続して生活することを阻む大きな要因として、「親亡き後問題」がある。

平成27年(2015年)9月に障がい者施策推進委員会ワーキング部会より提出のあった「障がいのある人の地域生活支援のあり方検討会報告書」からも親がかりの生活実態が浮き彫りになっており、その支援を行う福祉サービスの不足が指摘されている。

国は、「障害福祉サービス等に関する基本指針」において、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据えつつ、地域における障がい者の生活支援のために求められる5つの機能を集約した拠点(地域生活支援拠点)の整備の方向性を定めた。

【地域生活支援の拠点等の整備にあたって求められる5つの機能】

- 相談（地域移行、親元から自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力の向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

本市においても、第4期吹田市障がい福祉計画において、地域生活支援拠点等の整備を明記しており、平成28年6月に「障害者くらしの支援センターみんなのき」が地域生活支援拠点として開所した。

「みんなのき」については、看護師を配置し、医療的ケア及び強度行動障がいに対応するグループホームとして、重要な役割を果たす施設である。

しかし、地域生活支援拠点としては、十分に機能しているとは言い難く、その具体的な事業内容、介護給付費等の財源措置が国から示されていない中で、ハードの整備(多機能施設の建設)のみでは限界があり、併せて、地域の実情に応じたソフトの整備(ネットワークの構築等)といった面的整備が重要といえる。

また、親亡き後問題を考えるとき、その主な解決策として「施設入所」があり、「安心できる」という意味では、圧倒的である。

よって、地域生活支援拠点等を整備し、地域生活を支援し続けるには、施設入所の「安心」に対峙できる支援システムが地域にあるということが必要である。

具体的には、地域において絶えず相談できる体制の整備、緊急時の対応(受入)ができる短期入所事業所等の整備、家族と同居している等の生活からグループホーム等で自立して生活する練習ができるグループホーム等の整備等が必要であり、これらを有機的につなげる拠点として地域生活支援拠点施設を位置づけるといったソフトの整備(ネットワークの構築等)が重要である。

2) 地域生活支援拠点等の整備の推進

今後の「地域生活支援拠点等の整備」について、重点的な取組として以下の4点を提案するとともに、第5期障がい福祉計画につなげていきたいと考える。

① 総合相談窓口の整備

地域で生活する障がい者の多様なニーズへ対応できる総合的な相談窓口(委託相談事業所)を整備し、身近なところで気軽に何でも相談できる環境をつくる。

② レファレンス機能の充実

計画相談支援事業所を中心として、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所と役割を分担しながら、相談から必要なサービス資源に円滑につながるシステム(レファレンス)機能を強化するとともに、ホームヘルパー、グループホーム、生活介護等のサービス事業所の充実を図る。

③ 緊急対応システムの構築

緊急時に対応できる短期入所事業を中心としたサービス資源を整備するとともに、より迅速な対応ができるよう、普段から情報交換、共有などをしながら、顔の見える関係づくりを行い協力体制(ネットワーク)を確立する。

④ 体験(訓練)の場の提供

自立生活の体験(訓練)ができる場としてグループホーム等を整備するとともに、より効果的に体験(訓練)ができるよう支援プログラムを作成し、地域移行、親元からの自立等を促す。

【体制整備のイメージ図】

